

平成 23 年第 7 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 23 年 11 月 30 日第 7 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	渡辺徹	総務部長	森鉄也
市民福祉部長	細矢宗良	産業建設部長	佐藤家一
教育次長	佐藤知公	ガス水道局長	佐藤俊文
消防長	阿曾時秀	会計管理者	須藤金悦
総務部総務課長	阿部均	企画情報課長	齋藤均
財政課長	佐藤正春	市民課長	佐藤克之
生活環境課長	須藤正彦	子育て長寿支援課長	齋藤美枝子
農林水産課長	伊東秀一	観光課長	武藤一男
農業委員会事務局長	金子春輝	教育委員会総務課長	齋藤義行
消防本部消防次長	柳橋稔	総務課人事管理班班長	齋藤隆

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成23年11月30日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第8号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第4 議案第84号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第85号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第86号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第87号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第88号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第9 一般会計予算特別委員会の設置
- 第10 議案の付託
- 第11 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成 23 年第 7 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、7 番宮崎信一議員、8 番飯尾明芳議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会委員長。

【議会運営委員長（18 番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） それでは、去る 22 日に開会しました議会運営委員会の報告をいたします。

今臨時議会の議案は、既に配付済みのとおり、専決処分報告 1 件、人事院勧告に伴う案件 4 件、一般会計補正予算 1 件の計 6 件でございます。よって、今臨時会の会期は、本日 11 月 30 日一日限りといたします。

なお、議案第 88 号は、予算特別委員会を設置の上、そちらに付託をしますので、あわせてよろしくお願いします。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、報告第 8 号専決処分の報告について（専決第 9 号）の報告 1 件、日程第 4、議案第 84 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 8、議案第 88 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての議案 5 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第8号専決処分の報告について（専決第9号）でございます。

平成23年11月10日、観光課の公園作業員がにかほ公民館村杉荘敷地内の冬囲い作業中において、竹材が駐車中の軽乗用車の運転席ドアなどに接触いたしまして、傷をつけてしまいました。平成23年11月15日付で損害賠償額の決定について専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

次に、議案第84号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

特別職及び一般職の職員の期末手当を改正することにかんがみまして、市議会議員の6月の期末手当の額を平成24年6月の支給から0.025ヵ月分引き上げるものであります。

議案第85号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第84号と同様に、市長及び副市長の6月の期末手当の額を平成24年6月からの支給から0.025ヵ月分引き上げるものでございます。

議案第86号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第84号及び議案第85号と同様に、教育長の6月の期末手当の額を平成24年6月からの支給から0.025ヵ月分引き上げるものでございます。

議案第87号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

6月及び12月に支給する一般職の職員の期末手当について、それぞれ0.025ヵ月分引き上げるものであり、平成23年12月支給分から適用するものであります。また、給料表の引き下げ改定と経過措置額、減給補償額の減額調整をあわせて実施するものであります。

議案第88号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,050万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億9,357万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては地方交付税で、特別交付税に非常勤消防団の公務災害負担金分として1,482万円を増額計上しております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費では飛宇高森地区の環境保全用地取得費及び物件移転補償として、あわせて298万4,000円を計上しております。衛生費では、にかほ市斎場青松苑空調設備改修工事費として1,200万円を追加計上しております。消防費では、東日本大震災における非常勤消防団員の公務災害補償のため、増額負担分として非常勤公務災害負担金1,482万円を増額計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から1,568万4,000円を繰り入れ行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いを申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目について補足説明を行います。

報告第8号について、産業部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 損害を与えた状況につきましては、先ほど市長から報告のあったとおりでございます。日ごろより作業中の事故に対しましては、毎週ミーティングを行い十分に注意を払うよう指導しておりましたが、このような事故を起こしてしまい、当事者に対しましてはまことに申しわけなく深く謝罪したところであります。今後このようなことがないようさらに気を引き締め、安全確認の徹底に努めてまいります。

なお、修繕対応につきましては、専決処分の決裁後、観光課所管の既存予算内で流用し、対応させていただきましたことを報告いたします。

また、損害賠償に当たる支出額につきましては、総合賠償保険から入ることとなります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第84号から87号について総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第84号から議案第87号までの議案4件につきまして補足説明いたします。

始めに、関連があります議案第84号から86号までの3件につきまして御説明をいたします。

市議会議員の報酬及び常勤特別職、教育長の給与につきましては、県と同様に秋田県の人事委員会勧告による特定任期付職員に準じて対応してきているところでございます。このたびの勧告では、6月にさかのぼり期末手当を0.025ヵ月引き上げる内容となっております。この勧告に対する県の対応でございますが、厳しい経済状況の中で引き上げる時期ではないとの判断から、今年度の期末手当引き上げを見送り、来年度以降は勧告に準拠して0.025ヵ月分の引き上げとする方針でございます。ただし、県議会につきましては、独自の判断によりまして来年度も見送るとしたところでございます。県内他自治体のほとんどが県の対応に準ずるとしているところでございます。本市におきましても、市議会議員並びに常勤特別職、教育長は一般職と違いまして期末手当のみの支給となっておりますが、今年度は実施を見送りさせていただき、来年度の6月期末手当を0.025ヵ月分引き上げることとして条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案綴りの3ページからになります。議案第84号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

お配りの資料の1、議案第84号関係でございます。議員報酬の期末手当比較表の支給月数の右側に目を移していただきますと、6月の期末手当の欄がございます。平成23年度では、支給月数が1.375ヵ月で改正はございませんが、平成24年度の支給月数を1.4ヵ月として0.025ヵ月、100分の2.5引き上げるものでございます。市議会議員全体での年間支給金額につきましては、12万8,456円の増となるものでございます。したがって、議案綴りの4ページにありますとおり、第4条

第2項中、6月分の支給月数「100分の137.5」を「100分の140」に改めるものでございまして、本年12月1日からの施行としておりますので、来年6月の期末手当から引き上げるものでございます。

続きまして5ページになりますが、議案第85号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

資料の2、特別職の期末手当比較表のとおり、来年6月の期末手当から市議会議員と同様に0.025ヵ月、100分の2.5引き上げるもので、年間の支給額では、市長が2万1,132円の増、副市長で1万6,187円の増と見込まれております。

6ページに戻りますが、第4条を改正するものでございます。内容につきましては、議案第84号と全く同様でございます。

続きまして7ページ、議案第86号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

資料の2、特別職の期末手当比較表のとおり、教育長の欄もここに掲載されてございます。来年6月の期末手当分から0.025ヵ月引き上げるもので、教育長の場合は年間では1万4,433円の増となります。

議案綴りの8ページになりますが、教育長に関する給与等につきましては一般職の支給の例によると条例で規定されておりますが、期末手当は特別職と同様であります。したがって、一般職であります勤勉手当はございません。条文では御覧のとおり、一般職員の期末手当支給月数を6月、12月とも特別職の支給月数に読みかえて規定しているため、一般職の月数の改正部分が条文に余計に入ることになります。一見複雑には見えますが、市議会議員及び特別職と同様に6月の期末手当を「100分の137.5」から「100分の140」に改正するものでございまして、第4条の改正につきましては議案第84号、85号と全く同様の改正となっております。

続いて資料の裏面になりますが、一番下のほうに特別職、市議会議員も同じでございます、期末手当の平成20年度から24年度までの改定の推移を掲載してございます。来年6月の引き上げで、市、県も年間の支給月数は国と同じくなるものでございます。

続きまして9ページからの議案第87号でございます。にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

初めに、人事院は例年より2ヵ月おくれの9月30日の勧告で、2011年度の民間給与実態調査で公務員の期末手当は現行の年間3.95ヵ月のまま据え置き、月額給料については公務員が民間を平均で0.23%上回っているため、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げ改定の勧告を行ったところでございます。また、秋田県人事委員会におきましては、月額給料では職員が民間を平均で0.26%、金額にして1,030円上回っているため、中高年齢層、特に50歳代を中心に40歳代前半まで最大0.5%引き下げ、全体の平均で0.26%の引き下げ改定、また、6月及び12月に支給する一般職の職員の期末勤勉手当については、民間のボーナスが0.06月上回っているとして12月の期末手当で0.05ヵ月分引き上げ、年間における期末手当、勤勉手当を3.95ヵ月とする勧告が行われたところでございます。このように期末手当につきましては、秋田県人事委員会の勧告では引き上げ、人事院勧告では現行据え置きと違った内容となっておりますが、これは現在、国が県を年間の期末

手当支給月数で0.05ヵ月、国のほうが上回っているという関係から、県の勧告では引き上げとする違いが生じたと考えられます。

にかほ市といたしましては、人事院及び秋田県人事委員会の勧告、さらには県及び県内市町村の動向も踏まえながら、地域の民間給与の実態に即した職員の給与水準を構築すべきとの判断から、秋田県人事委員会の勧告を踏まえた改定が基本的な考え方としてございます。

秋田県人事委員会の勧告に対しまして、県は、東日本大震災や円高などの影響で本県経済は依然厳しい状況であり、県民と痛みを共有するとして、今年度の期末手当の支給引き上げ分を半分の0.025ヵ月分に抑えるとの方針でございまして、県内自治体も同様に実施する予定でございまして、本市でも県及び県内自治体の動向を踏まえた改定を行うものでございます。

それでは、議案第87号の内容について説明いたします。

10ページの第1条でございまして、期末勤勉手当のうち、期末手当分のみを引き上げ、そして給料の引き下げに伴い給料表を改定する内容となっております。現行の6月の期末手当1.2ヵ月を0.025ヵ月引き上げ1.225ヵ月に、また、12月の期末手当1.35ヵ月を0.025ヵ月引き上げ1.375ヵ月とするものですが、施行日を12月1日としておりますので、6月分の期末手当については来年度分からとなるものでございます。したがって、資料3の期末勤勉手当支給月数のとおり、来年度からの6月の期末勤勉手当は1.875ヵ月から1.9ヵ月になりまして、今回引き上げられる12月の期末勤勉手当2.05ヵ月とあわせまして年間の期末勤勉手当は、秋田県人事委員会の勧告どおり改正前の3.9ヵ月から来年度では3.95ヵ月となるものでございますが、あわせまして現在の国の支給月数と来年度では同じ支給月数になるものでございます。

また、第3項の改正部分につきましては、条例改正のほうに戻りますが、中ほどの同条第3項の改正部分でございまして、現在、にかほ市にはおりませんが再任用職員について一般職の規定を読みかえているために、これにつきましても複雑には見えますが、6月に支給する期末手当を0.625ヵ月から0.025ヵ月引き上げて0.65ヵ月に、12月の期末手当を0.775ヵ月から0.025ヵ月引き上げ0.8ヵ月とするものでございます。

給料表の改定につきましては、医師に適用される給料表は据え置きといたしまして、一般職の給料表のみの改定となります。中高年齢層、特に45歳を境にして引き下げられる形となっております。

資料3の一般職の給料月額、期末勤勉手当比較表を御覧ください。にかほ市の全職員の給料の平均改定率でございまして、0.2%の引き下げ改定となっております。年間では84万8,346円の減額、一人当たりの年間では2,488円の減額となっているところでございます。

なお、さきの議会運営委員会で申し上げました金額と一部相違してございますが、その後、精査した結果でございまして、訂正しておわびさせていただきます。

また、期末勤勉手当の影響額でございまして、ことしの12月の期末手当の引き上げによりまして職員一人当たりの平均で7,377円の増額。ただし、給料表の引き下げの影響で勤勉手当で466円の減額となりまして、差し引き6,911円の増額となるものであります。

説明資料の裏面の一番上の4番の表になります。今回の給与改定による影響例でございまして、今年の12月1日の平均年齢41.09歳の職員、副主幹級で配偶者及び子供一人、3人家族の場合、今

年度分で9,219円の増額となります。なお、この対象職員は給料の改定のない号級のため、増額幅が大きくなってございますが、先ほど申しましたように45歳を境に上位の職員は給料の引き下げの影響で年齢が上に行くに従って増額幅が小さくなっております。

表の5番につきましては、平成18年度からの給与改定の実施状況でございます。一般会計職員一人当たりの年額の増減について記載しておりますが、これまでの累計では給料で2,459円の減、手当で11万4,971円の減、合計で11万7,430円の減額となっております。

次の期末勤勉手当支給月数の推移の表でございますが、今回の改定も含め、記載しております。御覧とおり、来年度の引き上げ実施によりまして一般職、特別職、市議会議員も同様でございますが、手当については市、県、国とも同じに来年度からはなるものでございます。

議案書の21ページをお開きください。第2条、保障級についての改正部分でございます。平成18年4月1日に職員の給料を平均4.8%引き下げするため、給料表の改正を行っております。その際、引き下げ前に受けていた給料月額との差額については、保障級として差額分を支給することを附則で定めております。今回の改定は、計算の基準となる平成18年3月31日に受けていた給料月額に、附則にない号級の場合には現行で100分の99.59を乗じて得た額との差額を支給することとしていましたが、これを100分の99.1に、また、附則の表に載っている号級につきましては、100分の99.83を改めまして100分の99.34を乗じて得た額との差額を支給することに改正するものでございます。

なお、今回の改定に伴う予算につきましては既定予算の中で対応させていただきます。

最後に、附則として、この改正は12月1日からの施行とするものであります。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第88号、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第88号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の総務部関係について補足説明をいたします。

予算書の6ページになります。歳入、10款1項1目地方交付税の特別交付税1,482万円でございますが、この後、消防関係からも説明ありますが、東日本大震災の関係で消防団員の公務災害補償等責任共済掛金が引き上げられたため、歳出で追加負担分1,482万円を補正計上してございますが、この全額が特別交付税で措置されるということでございますので、歳入に補正計上するものでございます。

なお、財源の調整につきましては、財政調整基金から1,568万4,000円を充てるものでございます。補正後の財政調整基金の残高でございますが、15億7,492万1,000円となるものであります。

続きまして7ページでございます。歳出の2款1項4目17節公有財産購入費193万7,000円でございますが、これは金浦飛宇高森地内原野2筆の面積計2,421平米を1平米当たり800円で購入しようとするものでございます。

お手元に写真つきの資料がお配りのことと存じます。一番上になっているものが航空写真でございますが、これは平成19年に撮影したものでございまして、現在は高さ的にちょっと分かりづらい部分がありますが、後で現場のほうで確認していただきたいと思っております。2カ所にわたってスクラップ、材料置き場があるという状況になっております。これらの土地を今回購入しようとするものでございます。

また、次の資料につきましては、この今回購入しようとする土地を赤く塗ってございます。この近辺に今、風力発電のための風車建設が始まっておりますが、この斜線で囲ったこの丸い部分、これが一つ目の風車でございます。そして、さらにこう次の資料、3枚目の資料でございますが、今申し上げました風車が下のほうの風車のこの青の部分です。それから、購入する部分がピンクで塗られていると思います。左側が日本海、波除石垣というふうなことになってございます。それから、上部にありますもう一つの青いところ、これがもう一つの風車の建設場所でございます。この風車の間の距離としましては400メートル弱という形になってございます。また、この今回購入しようとする土地の近くの風車との距離でございますが、中心距離で70メートルぐらいというようなことでございます。現地のほうでまた確認していただくこととなります。

これらの土地につきましては、現在、スクラップ販売業株式会社佐々木栄商店の所有で、スクラップ材料が大量に山積みされた集積場となっているものでございます。また、周辺には一般家庭などからと思われる家電品、あるいは古タイヤなども大量に捨てられておまして、散乱している状況でございます。このままでは不法投棄の温床にもなりかねないということで、早急な対応が必要となっております。近くには金浦臨海工業団地、それから国の指定史跡であります由利海岸波除石垣、そして近年、先ほど申し上げました新エネルギーとして注目され各地で建設が相次いでおりますが、風力発電風車が2基、都会の事業所の電力供給基地として来年春の稼働を目指して現在建設が進んでいるところでもございます。市といたしましては、これらの区域を含む一帯を史跡保存区域及び自然エネルギー供給地帯として、また、ハイテク産業が集積する工業団地にも隣接していることから、このような場所にふさわしいクリーンなイメージを損なうことのないように自然環境の保全を図っていく必要があると考えておりますが、事業者が業として営んでいる以上、このスクラップ材料がこれらの場所からなくなることはないものと考えられます。また、仮に柵などで周囲を囲ったといたしましても、景観上はどうしても障害になるものと考えております。そのためには土地を購入したほうが景観、環境の保全を図る上で効果的であること、また、購入によりまして周辺のエリア、市有地ともつながりますことから、一体的な景観と環境保全が図れるとの考え方から今回公有財産購入費として193万7,000円を、そして同じく22節では、これに付随した地上物件をほかの場所に移転してもらうための移転補償費でございますが、相手方から提示された見積りの半分以上という金額で事前協議が整ったことから、移転のための補償金として104万7,000円を補正計上するものでございます。新たな費用負担とはなりますが御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは続いて、歳出、4款1項6目環境衛生費15節工事請負費1,200万円でございますが、これは、にかほ斎場青松苑の空調設備の故障に伴う室外機及び室内機をすべて入れかえする工事費用でございます。

工事内容でございますが、現在の室外機13馬力2台を10馬力の機器に交換するとともに、室内機14台を12台に集約し、それに伴う配管等もあわせて交換するものです。

この新設備は省エネ型で、約3割の電気料金が節約になると見込んでおります。

また、室外機は、臨海地域で設置する場合は防水効果を発揮して潮風をブロックする耐重塩害仕様としております。

工期は、発注後、機器の納入まで二、三ヵ月、工事期間が約1ヵ月必要となるため、今回の補正に計上して早期の完成を目指すものでございます。

なお、冬期間の暖房につきましては、業務用石油ストーブを設置して利用者に御不便をおかけしないように配慮してまいります。

次に、2項1目清掃費、清掃総務費12節役務費の60万円と14節使用料及び賃借料10万円でございますが、これは飛地区不法投棄物の収集運搬処理に係る費用でございます。今回、公有財産購入予定の土地周辺にテレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電リサイクル品が目視で60台以上、タイヤ、ソファー、寝具類といった一般廃棄物、そのほか炊飯器、ストーブ、電子レンジといった不燃物が多数投棄されていることから、これを回収して処分するものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、消防に関することは消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 消防費の補正説明をさせていただきます。

消防費9款1項2目5節災害補償費1,482万円でございます。これは、平成23年3月11日の東日本大震災被害による消防団員の死者、行方不明者が平成23年9月7日現在で253名で、この殉職された団員の御遺族に対する公務災害補償のため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成23年8月10日に公布施行され、本年度に限り、消防団員等公務災害補償に係る掛金の額が引き上げられました。災害補償に係る掛金は、これまで団員一人当たり年1,900円でしたが、多くの団員が亡くなったことから今年度改正後の掛金を2万4,700円とするもので、この差額1名当たり2万2,800円の追加掛金額に、にかほ市消防団の団員定数650名分を乗じて、金額は1,482万円となるものでございます。

なお、今回の掛金に係る負担全額について特別交付税により財源措置が講じられております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第8号から議案第86号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第8号から議案第86号についての質疑を終わります。

次に、議案第87号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） かなり丁寧な説明でしたので、大抵は理解できました。

一部質問しますが、これまで国及び県ということで人事院勧告、それから県人事委員会勧告、これを両方勘案しながら市の調整もしてきたというふうに見ているんですが、今回は県が中心という

ことですが、この場合、県の指導あるいは県との打ち合わせなどが各市町村とともにあつての結果なのかどうかというのが一つ。

それからもう一つは、今重ねて国家公務員の賃下げ法案、これは災害の財源にも資するというこ
とで進められていますが、まだ決まっていなから答弁しにくいかもしれませんが、もし分かればそ
れを今後勘案する予定になるのかどうか。その2点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 1点目の国の勧告、あるいは県の人事委員会の勧告、これまでは両方を
勘案してということでしたが、今回は県ということはどういうことかということござい
ますが、御承知のとおり、今現在、人事院勧告に対する国の対応が定まっていな状況にございま
す。それで、国の対応が定まっていなということになれば、例えば勧告実施されなければ国の給
料表そのものが改定しないうような不都合も生じてございますので、今回は県の勧告に準じる
という表現になつたものでございます。

また、臨時特例法案との関連でございますが、臨時特例法案の人事委員会、臨時特例法案は国家
公務員給与として厳しい内容となつてございますが、総体的に見れば人事院勧告の趣旨も内包して
いると、評価しているというような総務大臣の発言もございます。人事委員会を置いていな市町
村については、都道府県の人事委員会における公務員給与の調査結果も参考に、地域の民間給与を
反映させた適切な改正を行うことが重要であるともされております。臨時特例法案が成立した場合
は、基本的に国と給料表が違ふこととなる可能性があるために、今後はどう対応していくか今の段
階では未定ではございますが、いずれ県並びに県内市町村の対応を見計らつて判断していきたいと
考えております。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 県に準じての改定ということは分かりましたが、その際に県との打ち合
せ、あるいは県の指導、そういうものがあつたかどうかについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 失礼しました。県の指導等はございませんが、いずれ今回は県のほう
が、人事委員会が国の人事院勧告実施よりも県の対応が早かつたということもございまして、い
ずれ県と同じ給料表になるということで、県内自治体もそうですが、そういうことで今回このよ
うな改正になつたものでございまして、県の指導等は特になかつたようです。

●議長（佐藤文昭君） よろしいですか。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第87号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例制定についての質疑を終わります。

次に、議案第88号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。
通告がありましたので順次発言を許します。始めに16番加藤照美議員。

●16番（加藤照美君） それでは私から2款1項4目17節の公有財産購入費についてお聞きいた
します。

購入した理由については、ただいま総務部長から説明がありましたので、大体分かりましたけれ

ども、その次の市有地等を積極的に売り払う、今までは市の取り組みとしては、市有地は積極的に売り払うと、そういうような姿勢だったんですけれども、今回このような購入ということですので、今後のこの利活用方法に妥当性がある土地なのかどうかということでもあります。

それから、二つ目ですけれども、この土地の所有者との協議の内容について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 1点目の市有地の処分——未利用市有地の処分の方針に変わりはないのかという、売り払いする姿勢であったということですが、この考え方は現在も変わってございませんので、未利用市有地の売却可能資産を積極的に売却していくということには今後も変わらないものでございます。

また、利活用方法に妥当性があるかとの御質問でございますが、先ほど申しましたように、クリーンなイメージにふさわしい一帯の景観と環境を保全すること目的に購入するものでございます。

また、協議の内容でございますが、初めに土地の購入につきましては、当初、所有者は土地収用法等が適用されず課税されるために売却に関して難色を示されておりました。また、代替地との交換を求められたこともございましたが、代替地と交換する意思のないことを伝えまして、課税されることにも納得していただき、最終的には市道の山の田前川線の用地買収により購入した原野佃業と同額の、平米当たり800円で同意を得たところでございます。

次に、土地上にありますストック材料の移転補償費についてでございますが、当初、株式会社佐々木栄商店からは、廃品を詰め込むバックホー、あるいは運搬する大型トラック、それに人件費、これらの費用を合わせて254万7,300円の見積りを提示してきたところでございますが、交渉の過程で最低限の運搬費用のみで市に協力していただけることになりまして、104万6,850円で同意を得たところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） よろしいですか。

●議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） 同じく公有財産の購入費でございますが、ただいまの当局の説明と、それからただいまの加藤議員への答弁で大体分かりました。1点だけ質問をさせていただきますが、この求めようとしている土地が、現況が原野というふうな説明がございました。この価格も今話あったところでございますが、この近辺のこの原野と比較して、先ほどの平米当たり800円というようなことでしたが、近隣のこの原野の価格と比較して妥当なのかどうか、この1点だけ質問いたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 特にその近辺の売買価格と申しますか、その辺は特にこう近年動いてございませんので、市道山の田前川線の用地買収単価と同額で交渉をしてきたところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） それからも一つでございますが、先ほど消防長から説明がございましたけれども、災害補償費の関係、これも説明で十分分かりましたので答弁必要ありません。結構です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 公有財産購入に至る経緯の説明を受けましたので、その点については分かりました。

ちょっと疑問に思うのは、その事業者の土地の中に、そのいろいろなものが——投棄ではないけれども蓄積されているということだと思んですが、さっきの清掃総務費の関係で不法投棄物などもあるやに説明あって、ちょっと重なって分かりにくくなったんですが、その事業者の土地の中にあるもの以外にも不法投棄物が、2ヵ所購入ということですからそれぞれ別々だようにも受けとめられますが、そういうのもあるのかどうかということと、その投棄されているものだとすれば、実情を把握して、それを撤去するように勧告したり、そういう進言をしてくれいな状況に戻すということを当然やってきているはずだと思うんですが、その辺はどうなのかということと、それから風車をつくる会社がこの周辺にそういうものがあってはまずいと、景観上も具合悪いんじゃないかというような話があつての上なのか、それとも市が独自に判断をしてのことなのか、その点の判断に至るまでのことについても質問します。

もう一つ、青松苑の空調のこと、新しいものについては今説明ありましたので分かりますが、いつごろ購入して、どの程度の金額で、途中どの程度の維持費がかかったかということももし分かれば、その点についても説明願いたいと思いますし、現在取り替えなければいけない、全面的に新設するということなんですが、現在の稼働の状況、どこが具合が悪くてどうなのかということが分かりましたら、その点についてもお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、1点目のこのスクラップ材と一緒に不法投棄物が混在しているのではないかというような御質問かと理解しておりますが、不法投棄物につきましては周辺に散乱してございます。中ほどには混在してございません。それで今回、予算上の措置も分けたところでございます。

それから、不法投棄の関係につきましては、後で市民福祉部のほうから答弁してもらいますが、風車の関係のほうから声があつたのかということでございますが、先ほど申しましたように、電力需要家が関東方面の方々でございます。それで関東方面の方々は何回かこちらのほうにも現地も見ながら来てございます。それで、一つ芹田のほうに立つものにつきましては、関東の生協グループということで、大勢、23名ほどの方々が来られて現地も見ているところでございますが、そちらのほうの方々からやっぱりこう不法投棄、あるいは景観等の関係で非常にイメージ的に悪いというよ

うな御指摘はされてきたところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、今の不法投棄の関連でございますけれども、この不法投棄につきましては資材が積み上げられている作業道の、作業道沿いに不法投棄されたものが多いようでございます。はたから見ますと、その資材もかなり古くなっておりますし、そういったものが一体となって見えるようなこともございます。特に生活環境課でもこれまで指導等は、勧告等も行っていないようでございます。ただ、今回の交渉の過程で、自分の所有物については、もちろん自分で動かしますよと。ただし、不法投棄されたものについては、その業者としては私は責任持てませんということでございましたので、その話し合いの過程で不法投棄されたものは、じゃあ仕方ないのでこちらで処分するという事になったものでございます。

それから、青松苑の件でございますが、仁賀保斎場青松苑は平成3年の6月に完成して使用を開始しております。8年後の平成11年には、仁賀保斎場空調設備改修工事として、設計管理料も含めまして2,019万3,000円ほどで設備の全交換工事を実施して現在に至っております。この間、年2回の定期点検を行って維持管理に努めておりますけれども、平成19年まではほとんど修繕はありませんでした。しかし、平成20年になりまして修繕料が約6万円発生しております。そして平成21年には冷媒の漏えいによる修繕、圧縮機の交換などで78万6,000円の修繕料が発生しております。そして平成22年には基盤交換、室外機の補修、蓄熱タンクの補修に44万4,000円を費やしてきたところでございます。全改修を終えてから12年が経過しております。室外機2台の腐食劣化が特に著しいということでございます。内部の総点検も実施したところでございますが、雨水等が入り込むなどして熱交換機の腐食劣化、冷却サイクルのファン類、電磁弁及び電気関係の電装品、すべての絶縁不良が発生しまして、これらの絶縁不良に伴いましてファンモーター、インバーター関係、圧縮機の絶縁も不良となっております。また、すべての部品の調達が非常に難しいということもありまして、全設備の交換が必要となったものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 空調設備のほうは分かりました。

さっき配付された風車の関係なんですけど、2カ所の購入というふうになってはいますが、これはどちらも同じ事業者のものなのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 土地の関係ですよね。土地につきましては、どちらも所有者は同じでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第88号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終わります。

日程第9、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第88号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第 10、議案の付託を議題とします。

お諮りします。議案第 84 号から第 87 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

また、議案第 88 号は、ただいま設置した一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。12 番村上次郎議員。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 00 分 休 憩

午後 2 時 03 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。はい、森総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 先ほどの一般会計予算特別委員会で、私、電力量を「毎時 460 万キロワット」と申し上げましたが、「年 460 万キロワット」に訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

●議長（佐藤文昭君） 議案第 88 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）について、一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。17 番池田好隆一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（17 番池田好隆君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 議案第 88 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）については、全員の賛成で可決に決しております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

始めに、議案第 84 号にかほ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。5 番竹内賢議員。

【5 番（竹内賢君）登壇】

●5 番（竹内賢君） 私は原案に反対する立場で討論をしたいと思います。

議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 86 号について私は反対をします。今は議案第 84 号ですが、大体同じ趣旨でございます。

現在、資料にも渡されておりますけれども、6 月が 1.375 ヶ月分と 12 月には 1.475 ヶ月分です。一般議員は 22 万円の報酬ですから、それぞれ 15%増しの 34 万 7,875 円と 37 万 3,175 円の合計 72 万 1,050 円の期末手当をいただいております。

反対の大きな理由としては、御承知のように現在の社会情勢、経済情勢、それから市民生活の中で、私はいろいろな人と話し合っても市民の理解が得られないだろうというふうにして受けております。私たちは市民の皆さんから負託を受けて議員というふうにして活動をさせていただいております。今回の条例改正では、金額としては 6,325 円の増額ですが、市民の理解を得ることができないと考えて反対をしたいと思います。

直近の例としては、三種町は議会運営委員会を開いて特別職、教育長、議員の期末手当 —— ここは私たちと違って 0.05%の引き上げの条例の内容ですが、否決をしていると。それから県議会は、

独自判断で来年度も据え置きをすると、そういうふうにして決めているようですので、私たちもそれに倣うということじゃなくて、にかほ市議会としてもそういう形でいきたいなということで反対の意見を述べさせていただきました。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 84 号の討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 84 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5 番竹内賢議員。

【5 番（竹内賢君）登壇】

●5 番（竹内賢君） 議案第 84 号で反対討論をしました。議案第 85 号についても同じ趣旨と私は考えますので、この点については省略します。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 85 号の討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 85 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5 番竹内賢議員。

【5 番（竹内賢君）登壇】

●5 番（竹内賢君） 議案第 86 号についても同様な趣旨で反対をしますので、討論内容については先ほどの討論を参考にさせていただいて、よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 86 号の討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 87 号についての討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 88 号についての討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 88 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

平成 23 年第 7 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 14 分 閉 会
